

川西市介護保険 ガイドブック



川西市 介護保険課

はじめに

この冊子は、要介護（要支援）認定結果通知が届いた方を対象に作成しています。

介護保険のサービスを利用するための手続きや市内の地域包括支援センター及び介護サービス事業者の一覧、介護保険制度の概要、利用者負担額の軽減についてまとめていますのでご確認ください。

なお、サービスを利用した場合の利用料については、ご利用になる介護サービス事業所の体制によって異なるため、担当のケアマネジャー若しくは介護サービス事業所へお問い合わせください。

目次

1. 介護保険制度について	4
2. 介護保険サービス利用の手続きの流れについて	6
3. 地域包括支援センターについて	7
○市内の地域包括支援センター一覧	8
4. ケアマネジャーの業務と役割について	10
5. ケアプランを作成できる市内の居宅介護支援事業所について	12
6. 介護サービスについて	
○在宅サービス	13
○施設サービス	19
○地域密着型サービス	20
○福祉用具の購入について	23
○住宅改修費の支給について	24
7. 介護保険サービスの利用者負担額の軽減について	25
○特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険負担限度額認定証）	25
○社会福祉法人等利用者負担軽減制度	27
○高額介護サービス費について	29
○高額医療合算介護サービス費について	29
8. 税の控除について	30
○障害者控除について	30
○おむつ代の医療費控除について	30
9. 川西市外の施設について	31
10. 川西市独自の支援策について	33
11. 介護サービス利用時のハラスマントについて	34

【参考】福祉と医療の総合情報サイト＜かわにしサポートナビ＞について



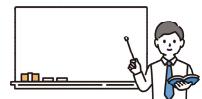
福祉と医療の総合情報サイト ＜かわにしサポートナビ＞

令和4年3月に稼働したかわナビでは、介護保険事業所や地域包括支援センター、医療機関などの情報を掲載しています。介護保険サービスだけでなく、困りごとや地域のたすけあい活動、趣味や特技を活かした活動など様々な情報を掲載しています。掲載情報は随時更新しています。ぜひ、URLか二次元コードからアクセスしてください。

<https://chiiki-kaigo.casio.jp/kawanishi>



I. 介護保険制度について



介護保険は、40歳以上の方が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときに、サービスを利用する社会保険制度です。日常生活を送るうえで介護や支援が必要と認定されると、費用の一部を支払って、自分に合ったサービスを選択して利用する仕組みです。



被保険者

- 保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします
- サービスを利用し、利用料を支払います

要介護認定の申請

介護サービスの提供

利用料を負担

- 認定結果の通知
- 被保険者証の交付



保険者

(川西市)

- 制度を運営します
- 要介護認定を行います
- サービスの確保・整備をします

介護報酬の支払

事業者



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します
- サービスの内容を利用者に説明し、同意を得て契約を結びます

■利用者負担額について

介護サービスを利用した場合、利用者（要介護者又は、要支援者）は、自己負担として、介護報酬の1割～3割のいずれかを支払います。

介護保険の対象となる各サービスには、要介護度、利用時間等に応じて単位が設定されています（予防給付については、月額報酬となるサービスもあります）。介護報酬は、この単位に地域区分単価をかけて算定されます。



■負担割合について

介護サービスを利用した際の自己負担の割合は、負担割合証にてご確認ください。一定以上の所得がある人は、負担割合が2割又は3割になります。それぞれの負担割合となる対象者の方は次のとおりです。

条件	負担割合
以下の1、2の両方に該当する場合	3割
1. 本人の前年の合計所得金額※が220万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の方の前年の「年金収入+その他の合計所得金額※」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合は463万円以上	3割
3割に該当しない方で、以下の1、2の両方に該当する場合	2割
1. 本人の前年の合計所得金額※が160万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の方の前年の「年金収入+その他の合計所得金額※」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合は346万円以上	2割
2割、3割に該当しない方、40～64歳の方（第2号被保険者）、住民税非課税者、生活保護受給者	1割

※合計所得金額については、P25の（※1）合計所得金額の説明をご覧ください

■介護報酬とは

介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のことを言います。原則として介護報酬の1割～3割は利用者の負担で、残りの9割～7割は保険料と公費で賄う介護保険から支払われます。

ただし、在宅サービスについては、支給限度額が定められ、その範囲内で報酬が支払われます。

■在宅サービスの支給限度基準額について

在宅サービスについては、個々のサービスについての介護報酬とは別に、要介護度（介護の必要度）に応じて、支給限度基準額が設定されます。

要介護度	支給限度基準額	利用できる限度額の目安
要支援1	5,032単位／月	約50,320円
要支援2	10,531単位／月	約105,310円
要介護1	16,765単位／月	約167,650円
要介護2	19,705単位／月	約197,050円
要介護3	27,048単位／月	約270,480円
要介護4	30,938単位／月	約309,380円
要介護5	36,217単位／月	約362,170円



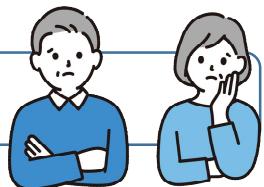
要支援1又は要支援2の方は、
予防給付が利用できます。

要介護1から要介護5までの方
は、介護給付が利用できます。

※ 支給限度基準額を超えてサービスを利用した場合、超えた部分は全額自己負担となります。

2. 介護保険サービス利用の手続きの流れについて

認定の結果通知が届いたら



在宅でサービスを希望される場合

施設に入所を希望される場合

ケアマネジャー等による
サービス計画作成



要支援①②の方

お住まいの地域を担当している「地域包括支援センター」へご相談ください。一部、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所も利用できます。

※地域包括支援センターについては、P7～P9をご参照ください。

※令和6年4月から法改正により介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所で直接担当することができます。
(P12参照)

要介護①～⑤の方

ケアプラン（介護サービス計画）の作成を依頼できる事業者を選んで、ご希望の介護サービスをご相談ください。

※事業所一覧については、P12をご参照ください。

施設に入居の申込



要介護①～⑤の方

直接、施設へお申し込みいただけます。

ただし 特別養護老人ホームについては、原則、要介護3以上の方が申込可能です。

また、特別養護老人ホームへ申込を行う際には、認定調査票の写しが必要となりますので、介護保険課にお問い合わせください。

入所契約後は、施設職員とご相談いただき、施設サービスを利用します。

ケアマネジャーは、本人や家族の要望を基にサービスの内容や費用についてアドバイスを行い、ケアプラン(介護サービス計画)の原案を作成し、利用者から同意を得ます。

介護サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

※ケアプランの作成には利用者負担はありません。



在宅サービスをご利用いただけます

3. 地域包括支援センターについて

地域の高齢者の保健・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置しており、川西市には中学校区ごとに7箇所と、市役所内にそれらを統括する1箇所の、計8箇所の地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターでは、保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士・認知症地域支援推進員等を配置し、以下の機能を担っています。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住みなれた地域で、いきいきと安心した生活が続けられるように支援する地域の総合相談窓口です。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

○ 主な業務内容

☆総合相談支援業務

地域の高齢者や家族からの介護を含めた多様な相談を総合的に受け止め、介護保険サービスをはじめ、様々な制度や地域の資源を活用し、総合的な支援を行います。

☆権利擁護業務

高齢者が、様々な社会生活上の困難を抱えても、地域で自分らしく安心して生活ができるよう、高齢者の人権に関する相談に対応します。（消費者被害の防止、成年後見制度の活用、高齢者虐待の防止等）

☆包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（※1）

高齢者が、地域において自立した日常生活を送れるよう、医療（主治医等）、福祉（介護支援専門員等）、保健（保健師等）、地域（民生委員児童委員、地区福祉委員等）の連携により、適切な社会資源を切れ目なく活用できるよう支援していきます。

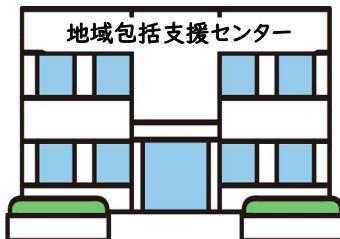
☆介護予防ケアマネジメント業務および指定介護予防支援事業

介護保険の認定を受けて要支援1又は2になられた方、要介護状態になるおそれのある方で介護予防のためのサービスを利用する方に対して、利用者ご本人やご家族の希望を聞きながら、ご本人の状態に応じた介護予防ケアプラン（※2）の作成や、作成した計画に基づいて必要な援助を行います。

なお、令和6年4月から、介護予防ケアプランの一部（介護予防支援）を指定を受けた居宅介護支援事業所でも直接担当することができるようになりました。
(P12ページ参照)

☆その他

- ・認知症に関する相談
- ・介護予防教室の開催
- ・福祉サービスや介護保険の申請代行
- ・高齢者の実態把握
- ・保健福祉サービスの広報・啓発



※1 ケアマネジメント・・・介護・保健・医療等のサービスとそれを必要とする人のニーズ（要求）をつなぐ手法

※2 ケアプラン・・・介護予防サービス計画及びそれに類するもの

市内の地域包括支援センター

■川西南地域包括支援センター

住所：川西市加茂3丁目13番26号 ☎072-755-3315 受付時間 8：45～17：30

訪問担当区域 (アイホン順)	加茂1～6丁目	久代1～6丁目
	栄根2丁目（1～6番を除く）	下加茂1～2丁目
	東久代1～2丁目	
	南花屋敷1～4丁目	

■川西地域包括支援センター

住所：川西市中央町15-27 ☎072-755-1041 受付時間 8：30～17：00

訪問担当区域 (アイホン順)	鳶の森町	小花1～2丁目	小戸1～3丁目
	霞ヶ丘1～2丁目	絹延町	
	栄町	栄根1丁目・栄根2丁目1～6番	
	滝山町（8番を除く）		
	中央町	寺畠1～2丁目	出在家町
	花屋敷1～2丁目	花屋敷山手町	萩原1丁目
日高町		火打1～2丁目	
丸の内町			
満願寺		満願寺町	松が丘町
美園町			

■明峰地域包括支援センター

住所：川西市西多田字平井田筋5 ☎072-793-2703 受付時間 9：00～17：30

訪問担当区域 (アイホン順)	鳶台1～2丁目	鳶が丘
	錦松台	
	滝山町8番	
	西多田1丁目1番・2番	西多田字上平井田・南野山・湯山裏
	萩原2～3丁目	萩原台東1～2丁目
	萩原台西1～3丁目	
	南野坂1～2丁目	
湯山台1～2丁目		

■多田地域包括支援センター

住所：川西市平野2丁目11-5 ☎072-790-1301 受付時間 8：30～17：00

訪問担当区域 (アイホン順)	新田1～3丁目	新田
	多田院1～2丁目	多田院（多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上を除く）
	多田院多田所町	多田院西1丁目・2丁目（5番を除く）
	鼓が滝1～3丁目	西多田（西多田字上平井田・南野山・湯山裏を除く）
	西多田1丁目（1・2番を除く）	・2丁目
	東多田1～3丁目	
	東多田	平野1～3丁目
平野		矢問1～3丁目
矢問東町		

■緑台地域包括支援センター

住所：川西市水明台1丁目1-198 ☎072-792-6055 受付時間 9:00~17:30

訪問担当区域 (アソコ順)	向陽台1~3丁目
	水明台1~4丁目 清流台
	緑台1~7丁目

■清和台地域包括支援センター

住所：川西市清和台東2丁目4-32 ☎072-799-6800 受付時間 9:00~18:00

訪問担当区域 (アソコ順)	赤松 石道 芋生
	けやき坂1~5丁目
	清和台東1~5丁目 清和台西1~5丁目
	多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上 多田院西2丁目5番

虫生 柳谷 若宮

■東谷地域包括支援センター

住所：川西市丸山台3丁目5-6 ☎072-790-4055 受付時間 8:45~17:30

訪問担当区域 (アソコ順)	国崎	黒川	下財町
	笹部1~3丁目	笹部	
	大和東1~5丁目	大和西1~5丁目	
	長尾町	西畠野1~2丁目	西畠野
	一庫	一庫1~3丁目	東畠野1~6丁目
	東畠野山手1~2丁目	東畠野	
	丸山台1~3丁目	見野1~3丁目	
	緑が丘1~2丁目	美山台1~3丁目	
	山原1~2丁目	山原	山下町 山下 横路

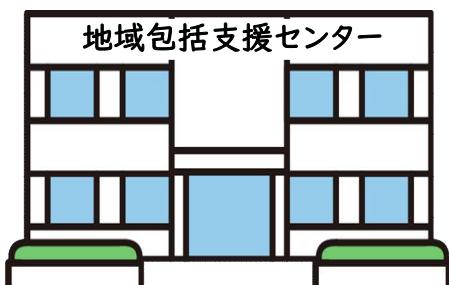
■川西市中央地域包括支援センター

住所：川西市中央町12-1 介護保険課内

☎072-755-7581 受付時間 9:00~17:00

主な業務内容

各地域包括支援センターの統括業務を行っています。



4. ケアマネジャーの業務と役割について

介護保険制度に基づき、介護を必要とする方が、できる限り自立した生活を送ることができるよう、適切にサービスを受けるための支援をすることがケアマネジャーの役割です。



ケアプランの作成

ケアプランとは、要介護認定を受けたご本人の体調や生活環境に合わせて、どのような種類の介護保険サービスを、どの程度利用するか計画をしたものです。

介護を必要とするご本人やご家族から、困っていることやどんな暮らしがしたいかを聞き取り、適切な支援やサービスを受けられるように、ケアプランを作成します。

サービス事業者等との連絡調整



ケアマネジャーは、自治体やサービスを提供する事業者と連絡や調整を行います。

定期的な訪問



介護サービスの利用状況、生活の様子や体調などを確認するため、定期的にご本人宅を訪問し、必要に応じてケアプランの見直しを行います。

サービス担当者会議の開催



サービス担当者会議とは、ご本人・ご家族のほか、ケアに関わる専門職が集まる会議で、ご本人の支援について、目標や役割分担などを検討し、共有します。

介護保険サービスの提案



ご本人の状況や意向をふまえて、介護保険サービスの情報を提供します。
基本的に居宅でのサービスの利用支援を行いますが、ご本人が施設への入所等を検討している場合は施設入所について相談を受けます。

給付管理業務



介護保険サービスを利用した際の介護給付費（※1）の管理を行います。
毎月ご本人のサービス利用状況を確認し、給付に必要な書類作成や提出などの事務手続きを行います。（※1）利用者負担の費用・サービス事業者に支払われる費用のこと

上記のほか、ご本人・ご家族と相談しながら、ご本人が自分らしく生活するために必要な支援を行います。

※支援の内容は、介護保険制度に基づきます。

ケアマネジャーができないことについて



ケアマネジャーの業務は、介護保険サービスを利用できるようにサポートすることです。ケアマネジャーは介護保険制度上できないことがあります。

ケアマネジャーの本来の業務ではありません

携帯電話の操作や手続き

買い物・掃除等の家事

日常的な安否確認

害虫・ネズミの駆除

家屋の修理

救急車への同乗

税金などの手続きや支払い

庭の芝刈り・草むしり

金銭管理をしてほしい

病院に連れて行ってほしい

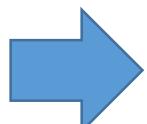
保証人になってほしい

※上記は一例です



ケアマネジャーが本来の業務ではないことをすることで利用者間の公平性を保つことができなくなります。

川西市のケアマネジャーが所属する事業所は次ページ



5. ケアプランを作成できる市内の居宅介護支援事業所について

※ 川西市外の指定居宅介護支援事業所においてもケアプランの作成は可能です。

※「要支援1」又は「要支援2」の認定を受けた方はお住まいのご住所を担当区域としている各地域包括支援センター(P.8~9)又は下表の予防欄に「○」がついている事業所へ。

※○は介護予防ケアプランの一部(介護予防支援)を直接担当することが可能な指定居宅介護支援事業所です。



NO.	予防 (※)	事業者名称	所在地	電話番号
1		居宅介護支援事業所フルライフケア川西	久代4-5-3	072-756-8030
2		あいな清和苑居宅支援センター	久代6-1-98	072-767-1112
3		ハピネス川西居宅介護支援事業所	加茂3-13-26	072-755-3313
4		介護支援センターあいでる	下加茂1-5-20	072-743-9145
5		有限会社たお	栄根2-24-7	072-758-2548
6		木村メディカルケアセンター	小花1-6-18	072-757-6007
7		あんずケアプランセンター	小花1-12-16	072-758-7615
8		ケアプランみんと	栄根2-22-5-302	072-743-9148
9		プラスワンケアサポート株式会社	栄町25-1 アステ川西5階	072-757-1234
10		ほっとあんしんケアセンター	美園町1-26	072-757-2456
11		ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5F	072-740-3591
12	○	協立ケアプランセンター	中央町15-27	072-757-7830
13		ケアプランセンターゆきだるま	丸の内町2-1 NTT川西別館1階	072-744-5145
14		なのはな	花屋敷1-1-19 フロス11階	072-744-2277
15	○	ミヤケ薬局居宅介護支援事業所	出在家町1-6 タキイビル2階	072-740-3011
16		ゆまるケアプランセンター	東多田2-32-25-6	072-769-6567
17		三栄ケアプランセンター	西多田2-2-8	072-792-9916
18	○	湯々館居宅介護支援事業所	西多田字平井田筋5	072-793-1650
19		ベリタスケアプランセンター	新田1-2-23 ベリタス病院内	072-793-7551
20		ケアプランセンターわたあめ	平野3-21-15	072-769-5553
21		ケアプランステーションころけやき坂	けやき坂2-62-22	072-790-6600
22		清和苑介護支援センター	清和台東2-4-32	072-799-6200
23		たんぽぽ介護舎ケアマネジメント	緑台7-8-8 移瀬ガーデンハイツ904	072-792-3040
24		ケアプランセンターよつば	向陽台1-3-10	072-703-1237
25		花音	緑台6-2-53	072-746-2500
26		ハートケアプランセンター	向陽台3-5-90	072-790-1233
27		ケアワールクス六華	水明台1-4-33	072-793-9465
28		ミモザケアプランセンター	水明台4-2-25	072-792-3152
29	○	ケアライフたなばた	清流台7-17	072-741-1297
30	○	アップルケアプランセンター川西北	東畦野2-5-10-401	072-769-8828
31		ケアプランセンターかなえる	東畦野6丁目1-32 ロイヤルハミルトン102号室	072-764-9855
32	○	ケアプランセンターあさがお	山下町11-3	072-714-2254
33		ケアプランセンターもみじ	笹部1-3-21	072-791-5501
34	○	介護の窓口 里の風	見野2-8-18(2階)	072-767-1109
35	○	れもんケアプランセンター	一庫3-7-20	072-703-1390
36		さぎそう園居宅介護支援事業所	丸山台3-5-6	072-790-4056

6. 介護サービスについて

【在宅】

■在宅サービス

○訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けをします。

生活援助中心型の訪問介護は、利用者が一人暮らし又は同居の家族等が「障がいや疾病その他やむを得ない理由」により家事を行うことが困難な場合に利用できます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	訪問介護事業所フルライフケア川西 ※	久代4-5-3	072-756-8030
2	エニシエケア川西	加茂2-20-27	072-744-1857
3	ハピネス川西ホームヘルプサービス	加茂3-13-26	072-755-3313
4	ウッドヴィレッジ訪問介護ステーション	加茂4-5-15	072-744-5002
5	訪問介護ステーションあいでる	下加茂1-5-20	072-743-9147
6	まごころサポート	下加茂1-5-21-201	072-768-7745
7	おたふく訪問介護サービス ※	小戸2-12-4	072-758-1234
8	青空ケアサービス	南花屋敷1-11-3	072-757-5779
9	カインドひばりケア	花屋敷2-5-16	072-756-0567
10	スーパー・コート川西加茂訪問介護事業所	南花屋敷1-5-11-101	072-757-5540
11	訪問介護あんしんのお手伝いつなぐ	南花屋敷4-26-16-201	072-767-1475
12	多助 ※	栄根2-1-18-3ブロイド川西栄根403	072-774-0717
13	あんず訪問介護事業所	小花1-12-16	072-767-1154
14	あなぶきケアサービス川西	小花1-6-6	072-744-2264
15	訪問介護ステーションかえで	小花2-27-18	072-757-6852
16	プラスワンケアサポート株式会社	栄町25-1 アステ川西5階	072-757-1234
17	ヘルパーステーションMana	出在家町12-15-201	072-764-9000
18	ほっとあんしんケアセンター	美園町1-26	072-757-2456
19	川西コアラ ※	美園町13-2	072-764-7284
20	ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5F	072-740-3591
21	協立ヘルパーステーション	中央町15-27	072-758-6624
22	ぽじなじケア	中央町17-5 セントラルハイツ205号	080-4025-5602
23	川西市社会福祉協議会 すこやかサービスセンター	火打1-12-16	072-759-5200
24	ケアサポートシリアルスプラン ※	萩原1-15-3 横田文化3-20	072-702-7245
25	ひかり介護	湯山台1-83-10	050-3091-5626
26	川西市立養護老人ホーム満寿荘	湯山台2-46	072-793-6090
27	はなまる	西多田2-33-12	072-792-4065
28	湯々館ふれあい介護センター	西多田字平井田筋5	072-793-3740
29	訪問介護ステーションこころけやき坂	多田院2-11-10	072-744-1390
30	アイヘルパーステーション	鼓が滝1-2-9	072-767-6368
31	おひさま川西	鼓が滝1-2-25 OGOビル201	072-764-6855

※要介護の方のみ利用できます

※次ページ続きあり



○訪問介護（ホームヘルプ）

【市内事業所一覧】

※続き

	事業所名	事業所所在地	電話番号
32	訪問介護事業所 ケティーハウス	多田桜木2-5-18-2F	0797-85-7116
33	ニチイケアセンターただ桜木	多田桜木2-10-37	072-792-8029
34	ふあみりあ訪問介護センター	東多田2-30-32	072-792-8980
35	訪問介護スマイルラボ川西	西多田2-2-8 三栄ビル3F	072-744-7050
36	プレシャスヘルパーステーション	平野3-15-17	072-793-8111
37	スミスヘルパーステーション	平野2-11-5	072-792-3938
38	アフェクタヘルパーステーション	緑台4-7-37	072-703-1172
39	さわやか北摂	水明台1-2-49	072-792-3532
40	訪問介護ステーション 胡蝶の舞	向陽台1-6-39	072-792-5501
41	茶碗と箸	東畦野1-9-7-301	072-767-1888
42	訪問介護事業所 スマイルパワーピース ※	東畦野5-14-8	072-744-3033
43	訪問介護月うさぎ	大和西3-8-10	072-794-3989
44	ヘルパーステーション済美	見野2丁目35-7 (2F)	072-795-0555
45	ヘルパーステーションすまいる	見野2-36-11 YKビル304	072-764-7118
46	ニチイライフケア畦野訪問介護事業所	見野3-11-4-203	072-744-5455
47	ハートヘルパーステーション	丸山台1-7-2	072-794-1122
48	さぎそう園ホームヘルプサービスセンター	丸山台3-5-6	072-794-7622

※要介護の方のみ利用できます

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	アサヒサンクリーン 在宅介護センター川西	栄根2-6-7 SKビル・ルミネックス川西 1F C	072-756-6570
2	ニチイケアセンター川西	中央町3-2 川西北ビル5F	072-740-3591
3	りんどう訪問入浴介護サービス	多田桜木2-10-38	072-790-1249

○訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、医師と連絡を取りながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	あるく訪問看護ステーション	久代3-30-20-106	072-756-6185
2	だいせん訪問看護ステーション	下加茂1-5-16	080-1452-1310
3	訪問看護ステーションあいでのる	下加茂1-5-20	072-743-9147
4	訪問看護ステーション結仁	加茂2-7-12	072-774-6488
5	訪問看護ステーションアンジュ	栄根1-2-20-103	072-768-9106
6	アップル訪問看護ステーション川西池田	栄町9-1-103	072-776-4139
7	アクア訪問看護リハビリステーション	小花1-6-18-1F	072-757-6008
8	あなぶきケアサービス川西訪問看護ステーション	小花1-6-6アルファリビング 川西能勢口駅前	072-744-2264
9	ハレノヒ訪問看護ステーション	小花2丁目22-20-201	072-743-9114
10	訪問看護ステーションとびら	緑台3-3-39	072-767-1872
11	川西ライフケア訪問看護ステーション	緑台4丁目3-41	072-792-2200
12	訪問看護ステーションなないろ	小戸1-7-9	072-744-2510
13	あん川西訪問看護ステーション	美園町13-4-102	072-768-7222
14	協立訪問看護ステーション	中央町15-27	072-758-3667
15	訪問看護ステーションHAL	火打2-8-18-101	072-768-6670
16	訪問看護ステーションてんとう虫	鼓が滝1-2-25 OGOビル301	072-790-1175
17	訪問看護ステーションまる	東多田1-7-26	072-764-5194
18	訪問看護リハビリステーションこころ川西	けやき坂2-62-22	072-790-6600
19	リフモ訪問看護ステーション	西多田1-1-3 2階	072-769-6656
20	訪問看護ステーションスマイルラボ川西	西多田2-2-8 三栄ビル3階	072-744-7050
21	ハート訪問看護ステーション	向陽台3-5-90	072-790-1222
22	訪問看護ステーションLeaf	清和台東2-3-58-201	072-774-2727
23	訪問看護ステーションすこわか	笹部1-5-2-201	072-774-0532
24	恵訪問看護ステーション	笹部2-15-3-204	072-768-7920
25	訪問看護ステーションココア川西	見野2-24-11-201	072-767-7864

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを施設に通所して受けることができます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	ウエルハウス川西	中央町15-25	072-755-1031
2	ウエルハウス清和台	清和台東2-1-2	072-799-8811

※医療みなし除く

【在宅】

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを家庭で受けることができます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	ウエルハウス川西	中央町15-25	072-755-1031
2	ウエルハウス清和台	清和台東2-1-2	072-799-8811

※医療みなし除く

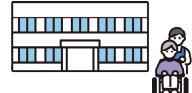
○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。



○通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、入浴、食事の提供や機能訓練などが受けられます。



【市内事業所一覧】（定員19人以上の通所介護です。）

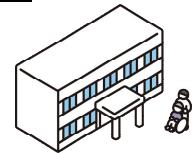
(イ)	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	★ あいな清和苑デイサービスセンター	久代6-1-98	072-767-1112
2	★ ハピネス川西シルバーデイサービス	加茂3-13-26	072-755-3312
3	リハビリデイこころ川西南	加茂1-14-18	072-756-8688
4	★ ピーナスプラス南花屋敷	南花屋敷4-10-8	072-744-7995
5	○ あんずデイサービス川西	小花1-12-16	072-758-7610
6	レッツ俱楽部川西能勢口	中央町10-5 ディークラディア川西 1階	072-756-1150
7	★ ポラリスデイサービスセンター川西	丸の内町2-1 NTT西日本兵庫支店川西別館1階	072-767-1903
8	癒しのデイサービス川西	火打2-11-12	072-756-6588
9	やわらぎの里西多田	西多田2-1-7	072-793-6700
10	デイサービス スマイルラボ川西	西多田2-2-8	072-792-9918
11	湯々館デイサービスセンター	西多田字平井田筋5	072-793-3949
12	芍薬デイサービス ※要介護のみ	東多田1-12-11	072-743-0132
13	デイサービス胡蝶の夢	向陽台1-6-39	072-792-5510
14	リハビリデイこころけやき坂	けやき坂2-62-22	072-790-5505
15	清和苑デイサービスセンター	清和台東2-4-32	072-799-6200
16	★ デイサービスセンターそらりお清和台	清和台東3-1-8 トナリエ清和台2F	072-799-5738
17	○ やわらぎの里ぶらす館	清和台東4-5-1	072-799-8665
18	やわらぎの里清和台	清和台東4-5-26	072-798-0007
19	★ デイサービスセンターそらりお畠野	東畠野5-15-31	072-794-3557
20	いろり	東畠野6-1-32-101	072-744-5741
21	デイサービスセンターそらりお大和	大和東3-4-3	072-702-8357
22	やわらぎの里東谷	一庫字北中島1-1	072-791-6500
23	○ さぎそう園デイサービスセンター	丸山台3-5-6	072-794-7292

（イ）：令和6年度川西市介護度改善インセンティブ事業において、参加事業所に「○」、表彰された事業所に「★」を表記しています。
本事業は通所サービスにおいて高齢者の自立に資する質の高いサービスを提供している事業所を評価・支援する取組です。

○短期入所サービス・介護予防短期入所サービス（ショートステイ）

介護を必要とする人を介護施設で短期間お世話します。

日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む「療養介護」があります。



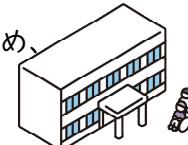
【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	あいな清和苑	久代6-1-98	072-767-1112
2	ハピネス川西	加茂3-13-26	072-755-1313
3	ウエルハウス川西 ※	中央町15-25	072-755-1031
4	やわらぎの里西多田	西多田2-1-7	072-793-6700
5	湯々館	西多田字平井田筋5	072-793-2727
6	ウエルハウス清和台 ※	清和台東2-1-2	072-799-8811
7	清和苑	清和台東2-4-32	072-799-6200
8	やわらぎの里ぷらす館	清和台東4-5-1	072-799-8665
9	やわらぎの里清和台	清和台東4-5-26	072-798-0007
10	やわらぎの里東谷	一庫字北中島1-1	072-791-6500
11	さぎそう園	丸山台3-5-6	072-794-7600

※印は短期入所療養介護です

○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、掃除・洗濯など身のまわりの世話をはじめ、入浴や排泄等の日常生活上で必要な介助を行います。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	スーパー・コート川西	東久代2-16-14	072-758-4850
2	あいな清和苑あいなハウス	久代6-1-98	072-767-1112
3	スーパー・コート川西加茂	加茂2-6-23	072-740-4850
4	小花	小花2-26-4	072-755-9000
5	そんぽの家川西鶴之荘	小戸2-18-5	072-756-6564
6	ウエルハウスキセラ	火打1-1-24	072-756-2101
7	かえでシニアアルヴァンタウンⅠ	火打1-14-6	072-757-6860
8	プラチナ・シニアホーム川西中央	出在家町18-14	072-756-8620
9	陽だまりの郷	鶯の森町9-17	072-756-6541
10	清和苑ゆうハウス	清和台東2-4-32	072-799-6200
11	ニチイケアセンター川西多田※	新田2-13-16	072-790-2511

※要介護の方のみ利用できます

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車椅子や特殊寝台（ベッド）などをレンタルします。
 利用にあたっては、担当のケアマネジャー等にご相談ください。
 なお、要支援1・要支援2及び要介護1の方は、車椅子や特殊寝台などは原則として対象にな
 りません。

【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	あんずラボ	小花1-12-16	072-767-1151
2	パナソニックエイジフリーショップ川西	小戸2-2-22	072-740-5711
3	有限会社ハートフルケア	出在家町3-3	072-740-0711
4	福祉用具屋健太	萩原台西1-236	072-768-7577
5	ソキウスケアマネジメント	湯山台1-28-20	072-793-6522
6	ケアショップかりん	湯山台2-1-72	072-792-3322
7	介護ショップケアマインド	けやき坂2-62-22	072-790-5505
8	有限会社グッドアシスト	けやき坂3-31-4	072-799-2938
9	株式会社ココレ	東畦野3-15-12	072-767-7417
10	バリアフリーショップもみじ	笹部1-3-21	072-791-5600



■施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要であり、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴などの日常生活の介助や機能訓練などが受けられます。原則、要介護3以上の方が申込可能です。

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	あいな清和苑あいなホーム	久代6-1-98	072-767-1112
2	ハピネス川西	加茂3-13-26	072-755-3310
3	やわらぎの里 西多田	西多田2-1-7	072-793-6700
4	湯々館	西多田字平井田筋5	072-793-2727
5	清和苑ゆうホーム	清和台東2-4-32	072-799-6200
6	やわらぎの里 ぶらす館	清和台東4-5-1	072-799-8665
7	やわらぎの里 清和台	清和台東4-5-26	072-798-0007
8	やわらぎの里 東谷	一庫字北中島1-1	072-791-6500
9	さぎそう園	丸山台3-5-6	072-794-7600

○介護老人保健施設（老人保健施設）

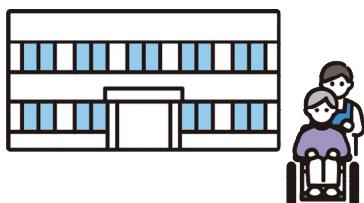
病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などが受けられます。

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	ウエルハウス川西	中央町15-25	072-755-1031
2	ウエルハウス清和台	清和台東2-1-2	072-799-8811

○介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ人が入所し、療養上の管理、介護、日常生活上の介助などが受けられます。

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	九十九記念病院介護医療院	栄町10-4	072-759-9020



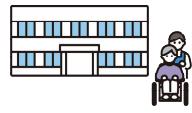
【地域密着型サービス】

■ 地域密着型サービス 【原則、川西市にお住まいの方のみ】

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



認知症の高齢者が共同で生活する住居で、食事、入浴等の介助や機能訓練が受けられます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	グループホーム高寿	久代3-19-1	072-740-6663
2	川西ケアセンターそよ風	出在家町22-7	072-757-6880
3	グループホームひかり川西	萩原3-1-29	072-755-1581
4	愛の家グループホーム川西東多田	東多田1-17-13	072-790-2600
5	ハートケア川西	多田院2-16-1	072-790-1241
6	グループホーム清和苑	清和台東2-4-32	072-799-6400
7	まんてん堂グループホームかわにし緑台	緑台7-3-43	072-790-1512
8	愛の家グループホーム川西見野	見野2-14-1	072-791-6070
9	グループホームこころ川西	大和西5-24-2	072-744-2324

○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問介護、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介助や支援が受けられます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	もみの木 栄根	栄根2-24-7	072-744-0311
2	川西小花の生活	小花2-2-2	072-744-2530
3	錦麓荘	西多田1-2-5	072-767-7255
4	ルミネ川西	平野3-15-15	072-790-0081
5	まんてん堂小規模多機能型ホームかわにし緑台	緑台7-3-43	072-790-1511
6	オアシス大和	大和西4-2-8	072-791-6366

○看護小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心として、訪問介護や短期間の宿泊に加えて、看護師などによる訪問看護も組み合わせ、介助と看護の一体的なサービスの提供が受けられます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	医療法人協和会 看護小規模多機能型居宅介護 スミスの母里	火打1-21-14-2	072-764-7119

【地域密着型サービス】

○地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターなどに通所して、入浴、食事の提供や機能訓練などが受けられます。

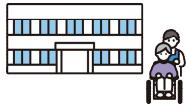


【市内事業所一覧】

(イ)	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	ポラリスデイサービスセンター久代	久代4-5-34	072-743-6491
2	ほっとあんしん館	加茂5-3-12	072-758-5023
3	○ リハビリデイサービス nagomi川西南店	下加茂1-5-23	072-756-7530
4	アルファデイサービスセンター川西	小花1-6-6	072-744-2263
5	スタジオ1・5・1・8 DS	小戸2-7-17	072-769-5712
6	リハビリ特化型デイサービス complete 川西店	加茂1-19-20 加茂ローゼンハイム101号	072-758-4373
7	ベストエイジング川西能勢口	栄町25-1 アステ川西5階502号	072-755-2288
8	楽しみやデイサービス川西	出在家町18-16	072-756-7221
9	ほんわかデイサービスなごみ庵	丸の内町10-2 イスズハイツ1F	072-755-1600
10	リハビリデイこころ萩原	萩原1-3-3	072-758-2828
11	reborn 川西多田	新田1-5-4	072-769-8338
12	○ リハビリデイサービス nagomi川西店	多田桜木1-2-15 MTサンハイム1階	072-795-7530
13	リハビリ特化型デイサービス complete	多田桜木2-11-38	072-790-2900
14	★ ポラリスデイサービスセンター多田	多田桜木2-12-6	072-790-2474
15	有限会社鼓が滝介護センター	東多田1-3-17	072-793-7152
16	○ いく歩デイサービス清和台	清和台東1-6	072-790-5552
17	フォレスト川西	平野3-15-17	072-793-8111
18	ほっとあんしん館 緑台	緑台1-1-33	072-790-1201
19	○ アイアット夢デイサービス	向陽台2-7-19	072-764-6000
20	ほっとあんしん館 水明台	水明台1-1-202	072-790-1022
21	さわやかデイサービス水明台	水明台1-1-190	072-767-6215
22	樹楽川西水明台 ※要介護のみ	水明台2-1-36	072-744-3368
23	★ すまいるアップ里の風	見野2-35-7	072-744-0171
24	★ ポラリスデイサービスセンター見野	見野3-11-8	072-794-2215
25	あゆみトレーニングデイサービス	大和西2-2-8 メゾンうねの101	072-744-1567
26	ホープホームデイサービス リハビリセンター大和	大和西2-3-11	072-791-5810
27	3rd Place 川西	大和東2-12-10	072-764-6301
28	ずっとげんきデイサービス	大和東5-3-9	072-764-7300
29	★ デイサービスりょうま	見野2-14-11 サンライズ明研V	072-764-5986
30	デイサービスセンターすこわか	山下町8-10	072-744-0532
31	★ デイサービスセンター里の風	山原2-9-18	072-795-2201

(イ)：令和6年度川西市介護度改善インセンティブ事業において、参加事業所に「○」、表彰された事業所に「★」を表記しています。
本事業は通所サービスにおいて高齢者の自立に資する質の高いサービスを提供している事業所を評価・支援する取組です。

【地域密着型サービス】



○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

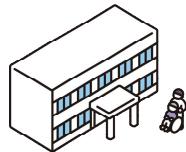
認知症の高齢者がデイサービス等に通所して食事、入浴などの介助や支援、機能訓練を受けられます。

【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	ハピネス川西シルバーデイサービス	加茂3-13-26	072-755-3312
2	さぎそう園デイサービスセンター	丸山台3-5-6	072-794-7292

○地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理が受けられます。



【市内事業所一覧】

	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	地域密着型特別養護老人ホーム 川西小花の生活	小花2-2-2	072-744-2530





■福祉用具の購入について

福祉用具を購入する場合には、介護保険の指定を受けた販売事業所で購入した場合のみ、保険給付の対象となります。

川西市内で現在指定を受けている販売事業所は以下の表のとおりです。福祉用具の購入については、指定を受けた販売事業所又は担当ケアマネジャーへご相談ください。

【市内で指定を受けている福祉用具販売事業所一覧】

	事業所名	住所	電話番号
1	あんずラボ	小花1丁目12-16	072-767-1151
2	パナソニックエイジフリーショップ川西	小戸2丁目2-22	072-740-5711
3	有限会社ハートフルケア	出在家町3-3	072-740-0711
4	福祉用具屋健太	萩原台西1丁目236	072-768-7577
5	ケアショップかりん	湯山台2丁目1-72	072-792-3322
6	介護ショップケアマインド	けやき坂2丁目62-22	072-790-5505
7	株式会社ココレ	東畦野3-15-12	072-767-7417
8	バリアフリーショップもみじ	笹部1丁目3-21	072-791-5600

【購入できる福祉用具の種類】



- ① 腰掛け便座（ポータブルトイレ、補高便座等）
- ② 入浴補助用具（シャワーチェア、浴槽手すり、入浴台、バスボード、浴室内外すのこ等）
- ③ 特殊尿器
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトの吊り具の部分
- ⑥ 排泄予測支援機器
- ⑦ 歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る）
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器（歩行車は除く）

※ ⑦⑧⑨の用具については、令和6年4月から貸与と購入を選択できます。

- 利用限度額は年度（4月1日から翌年3月31日まで）で10万円までとなっており、利用者負担は購入費用の1割～3割となります。
- 市外・県外の販売事業所の場合でも、指定を受けている販売事業所であれば、介護保険の対象となります。指定を受けている事業所かどうかわからない場合は、介護保険課までお問い合わせください。



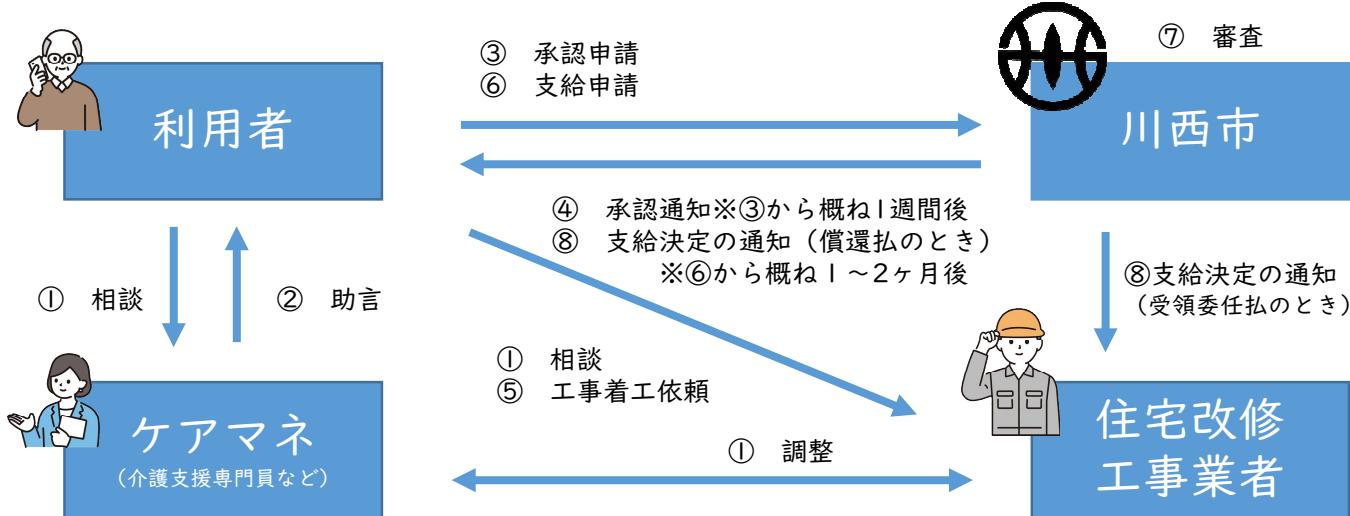
■住宅改修費の支給について

要介護（要支援）認定を受けた方のお住まいについて、利用者のお体の状態にあわせた手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修に対して費用が支給されます。対象となる費用の上限は20万円で、利用者負担は1割～3割です。なお、支給方法は、償還払か受領委任払のどちらかを選択することができます。支給方法につきましては、担当のケアマネジャーや住宅改修施工事業者等にご相談ください。なお、認定を受ける前に改修された場合は、保険給付の対象とはなりません。

【介護保険住宅改修の対象となる工事】

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| ① 手すりの取り付け | ④ 引き戸などへの扉の取り替え |
| ② 段差の解消 | ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え |
| ③ 床等の滑りの防止・移動の円滑化のための床又は通路面の材料等の変更 | ⑥ 上記工事に付帯する工事 |

【一般的な申請の流れ手続き】



- 要介護（要支援）認定を受けた後、ケアマネジャー等に住宅改修が必要な旨の相談をしてください。
- ケアマネジャー等は、改修内容等について助言を行うとともに、「住宅改修が必要な理由書」を作成します。
- 介護保険課へ、住宅改修の承認申請を行います【住宅改修事業者等より、代行申請可】。
- 申請内容を確認後、住宅改修承認の通知を行います【承認までの所要期間：承認申請日より概ね1週間】。
- 承認通知が届きましたら、住宅改修施工事業者に工事着工依頼をしてください。
- 工事完了後、介護保険課へ、住宅改修の支給申請書等を提出してください。
- 承認された工事が正しく行われているかどうかを確認します。
- 対象費用の9割～7割を指定された口座に振込みます【振込までの所要時間：支給申請書の提出から概ね1～2ヶ月後】。

【申請に必要な書類】

A. 承認申請時

- 介護保険（介護予防）住宅改修費承認申請書
- 介護保険（介護予防）住宅改修費承認申請書兼同意書 ※
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修箇所の着工前写真（日付入り）及び図面
- 改修工事の見積書（改修箇所毎に内容が確認できるもの）
- 住宅改修費受領委任払制度に係る誓約書 ※
- 介護保険被保険者証の写し
- 住宅所有者の住宅改修に係る承諾書（賃借家の場合）
- 用途変更許可書等（公営住宅の場合）

B. 支給申請時

- 介護保険（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 領収証
- 工事完了後の写真（日付入り）
- 口座登録申請書（以前に提出されている場合は不要）
- 介護保険（介護予防）住宅改修費請求書 ※

※は、受領委任払の場合のみ添付してください。

7. 介護保険サービスの利用者負担額の軽減について

■特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険負担限度額認定証）

介護保険施設やショートステイを利用する際、介護保険の給付対象外である食費と居住費（滞在費）について、低所得者と認められた方に限り、申請に基づき市が補足的給付を行っています（これを「特定入所者介護サービス費」といいます）。

この制度を利用する場合は「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。次に記載する要件に該当する場合、食費・居住費（滞在費）の自己負担額は、所得段階に応じてあらかじめ設定された金額の範囲内となります。

【補足】

有効期限は一律で7月31日までとなっており、年に一度、更新の手続きが必要となります。
更新手続きの案内と申請書は、6月上旬頃に対象の方へ郵送します。



「介護保険負担限度額認定証」の交付に必要な要件（次に掲げる①②を全て満たしている）

①課税要件

- ・本人を含む同一世帯の世帯員全員が、市民税非課税である。
- ・配偶者が、市民税非課税である。（世帯を分離している配偶者及び内縁関係の者を含む。
ただし、死亡者、行方不明者、DV防止法に基づく暴力があった場合などは除く）



②資産要件

- ・預貯金、有価証券等の合計金額が国の定めた基準額を満たしている。
※基準額は、本人の年金収入額や世帯状況により異なります。次の表を元に確認してください
※預貯金等の範囲は、預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債等）、金・銀（積立購入を含む）、投資信託、現金、負債等です。

【利用者負担段階】

利用者負担段階	負担限度額認定を受けようとする方の収入状況 (※1) (※2) (※3)	預貯金等の資産要件 (※4)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80.9万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が80.9万円超、120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額の合計が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	①課税要件、②資産要件を満たさない方	

(※1) 合計所得金額

地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）から、土地等の譲渡所得に係る特別控除額と年金収入に係る所得金額を控除した額。また、令和3年度から適用された税制改正（給与所得控除・公的年金等控除の見直し）の影響により金額が増減する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行います。

(※2) 年金収入額には、遺族年金・障害年金などの非課税年金を含みます。

(※3) 令和X年度（有効期限：令和X年8月1日～翌年7月31日）分について申請しようとするとき、令和X年の前年中の収入状況が基準となります。

【例】令和6年度分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）→令和5年中の収入状況

(※4) 第2号被保険者の場合、預貯金等の資産要件は収入状況にかかわらず次のとおりです。

配偶者なし：1,000万円以下 配偶者あり：2,000万円以下（夫婦合計）

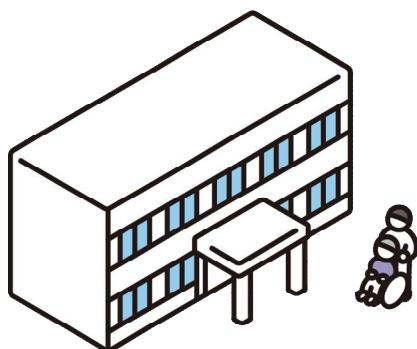


食費・居住費（滞在費）の自己負担上限額

申請により「負担限度額認定証」の交付を受けた方は、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費、居住費（滞在費）について、利用者負担段階に応じてあらかじめ設定された上限額の範囲での負担となります。

利用者負担段階	居住費					<1日あたり> □はショートステイ	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
特養等	老健・医療院等						
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	【300円】
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	【600円】
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	【1,000円】
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	【1,300円】
第4段階	施設の契約により設定された金額での負担となります。						

※虚偽の申告により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を徴収させていただくことがあります。



■社会福祉法人等利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する事業所等で介護保険サービスを利用された際、利用者負担が軽減される制度です。下記の要件に該当する場合は、介護保険サービスの利用が困難とならないよう、申請により「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、利用者負担額や食費・居住費（宿泊費）の負担軽減を受けることができます。

○社会福祉法人による利用者負担の軽減制度に係る該当要件

（1）生活保護受給者若しくは

（2）市民税非課税世帯に属する人で、下記①～⑤のすべてに該当

- ①前年中の、世帯の年間収入額の合計が単身世帯で150万円以下であること
(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)
- ②世帯の預貯金等の金額が、単身世帯で350万円以下であること
(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)
- ③自らの住まい等、日常生活に必要な資産以外に住居や土地など活用できる資産を所有していないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

※世帯とは、住民基本台帳上の世帯を指します

※年間収入金額には、遺族年金・障害年金等の非課税年金、仕送りなども含まれます



○軽減対象のサービスと軽減割合

対象サービス		生活保護受給者の軽減内容	左記以外の軽減内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	なし	利用者負担額（1割負担分）の25%
	通所介護 (デイサービス)	なし	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費の25%
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	宿泊費の100% ※個室の場合のみ	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費・宿泊費の25%
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	居住費の100% ※個室の場合のみ	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費・居住費の25%
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	なし	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費の25%
	小規模多機能型居宅介護	宿泊費の100% ※個室の場合のみ	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費・宿泊費の25%
	地域密着型介護老人福祉施設	居住費の100% ※個室の場合のみ	利用者負担額（1割負担分）の25% 食費・居住費の25%

○川西市内で軽減措置が適用される社会福祉法人

法人および事業所名	提供サービス
社会福祉法人正心会 さぎそう園 (丸山台3-5-6 TEL 794-7600)	在宅・施設サービス ※地域密着型サービスを除く
社会福祉法人正心会 ハピネス川西 (加茂3-13-26 TEL 755-1313)	在宅・施設サービス ※地域密着型サービスを除く
社会福祉法人盛幸会 湯々館 (西多田字平井田筋5 TEL 793-2727)	在宅・施設サービス ※地域密着型サービスを除く
社会福祉法人友朋会 清和苑 (清和台東2-4-32 TEL 799-6200) あいな清和苑(久代6-1-98 TEL 767-1112)	在宅・施設サービス ※地域密着型サービスを除く ※あいな清和苑は訪問介護を除く
社会福祉法人正和会 やわらぎの里 清和台(清和台東4-5-26 TEL 798-0007) やわらぎの里 東谷(一庫字北中島1-1 TEL 791-6500) やわらぎの里 ぶらす館(清和台東4-5-1 TEL 799-8665) やわらぎの里 西多田 (西多田2-1-7 TEL 793-6700)	在宅・施設サービス ※訪問介護を除く
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 すこやかサービスセンター (火打1-12-6 TEL 759-5200)	訪問介護 (ホームヘルプサービス)
社会福祉法人 J A 兵庫六甲福祉会 オアシス大和 (大和西4-2-8 TEL 791-6366)	小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人のぞみ 川西小花の生活 (小花2-2-2 TEL 744-2530)	小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設





■高額介護サービス費について

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、以下の表の負担の上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

支給を受けるためには申請が必要となります。支給対象となる方には、市から案内を送付します。
※施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

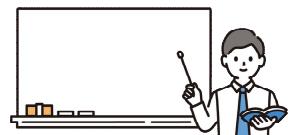
【負担の上限額（月額）と所得要件】

世帯の課税状況 ※1	所得要件	負担の上限額（月額）
課税世帯	課税所得690万円以上 (年収約1,160万円以上)	140,100円（世帯）※2
	課税所得380万円～690万円未満 (年収約770万円～年収約1,160万円未満)	93,000円（世帯）※2
	課税所得380万円未満 (年収約770万円未満)	44,400円（世帯）※2
世帯全員が 市民税非課税	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80.9万円超	24,600円（世帯）※2
	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80.9万円以下	24,600円（世帯）※2 15,000円（個人）
生活保護を受給されている方等		15,000円（個人）

※1 世帯とは、住民基本台帳上の世帯のことです。

※2 世帯内の全ての被保険者の利用者負担額の合計で計算します。

■高額医療合算介護サービス費について



年間（8月1日から翌年7月31日）の介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合算し、年間の負担限度額を超えた場合は、申請により超えた部分を按分し、介護保険からは高額医療合算介護サービス費として後から支給されます。

また、自己負担額を計算する際に、高額介護サービス費や医療保険の高額療養費の支給を受けている場合は、支給額を控除して計算します。高額介護サービス費や高額療養費が未申請の場合には、これらを支給したものと仮定した自己負担額を合算制度の対象とします。

8. 税の控除について



■ 障害者控除について

＜障害者控除とは＞

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障がい者にあてはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。

＜障害者控除対象者認定書の交付について＞

介護保険制度で要介護の認定を受けた満65歳以上の人には、障害者手帳等をお持ちでなくとも、以下の表の基準により所得税や市・県民税の障害者控除を受けるための認定書を交付しています。

※ 介護保険の住所地特例制度により、川西市外の施設に居住している人等、川西市に住民登録がない人は川西市では認定書を発行することができません。住民登録がある市区町村の介護保険担当にお問い合わせください。

申請手続き等詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

要介護認定 (控除対象年の12月末日時点)	障害者控除 区分	控除額
要支援1、要支援2、 要介護1、要介護2、要介護3	障害者	所得税・・・障がい者1人につき27万円 住民税・・・障がい者1人につき26万円
要介護4、要介護5	特別障害者	所得税・・・障がい者1人につき40万円 住民税・・・障がい者1人につき30万円

■ おむつ代の医療費控除について

＜おむつ代の医療費控除とは＞

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの人が、医師が発行したおむつ証明書を提出した場合は、おむつ代が医療費控除の対象となります。介護保険の要介護認定等を受けた高齢者には、要介護認定等に係る資料を確認することで、おむつ使用証明書に代わる確認書を交付することができます。

＜介護保険課に確認書の申請ができる対象者＞

控除対象年の12月末時点で要介護認定等を受けており、かつ、主治医意見書に確認書の交付に必要な項目が記載されている人。

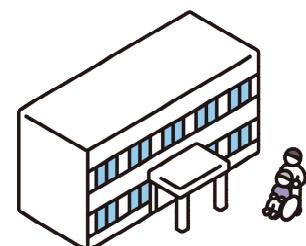
※申請手続き等詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

※介護保険課で「おむつ使用証明書に代わる確認書」が交付できない人は、かかりつけの医療機関にご相談ください。

9. 川西市外の施設について

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)一覧表 【川西市外】

施設名	施設所在地	代表電話	施設名	施設所在地	代表電話
天河草子	猪名川町伏見台	072-765-2225	宝塚すみれ栄光園	宝塚市弥生町	0797-85-3656
あそか苑	伊丹市中野西	072-785-0109	宝塚清光苑	宝塚市仁川団地	0798-51-5510
ケアハイツ伊丹	伊丹市中野西	072-773-2286	オレンジ池田	池田市井口堂	072-760-0003
オアシス千歳	伊丹市中央	072-771-1500	ハートフルふしお	池田市伏尾町	072-754-2901
協同の苑ケイ・メゾンときめき	伊丹市森本	072-777-0771	古江台ホール	池田市古江町	072-754-6541
伸幸苑	伊丹市寺本	072-778-6765	ポプラ	池田市東山町	072-754-0705
中山ちどり	宝塚市中山桜台	0797-82-0201	ほほえみの園	池田市建石町	072-751-9494
星花苑	宝塚市川面	0797-83-3001	あかつき	箕面市白島	072-722-3438
宝塚あいわ苑	宝塚市中筋	0797-80-4165	照葉の里	箕面市下止々呂美	072-739-1186
宝塚栄光園	宝塚市ゆずり葉台	0797-71-1151	白島荘	箕面市白島	072-724-5511
宝塚シニアコミュニティ	宝塚市大原野	0797-83-5010	箕面の郷	箕面市石丸	072-749-2277
宝塚まどか園	宝塚市美座	0797-83-1175	紅葉の郷	箕面市稻	072-726-7700
宝塚ちどり	宝塚市亀井町	0797-73-0880	祥雲館	豊能郡豊能町吉川	072-733-2301
花屋敷栄光園	宝塚市切畠	072-740-3388	のせの里	豊能郡豊能町木代	072-739-2240
夢御殿山	宝塚市御殿山	0797-85-2951	青山荘	豊能郡能勢町平野	072-734-2388



■介護老人保健施設一覧表【川西市外】

施設名	施設所在地	代表電話	施設名	施設所在地	代表電話
せいふう猪名川	猪名川町北田原	072-766-0002	西谷憩いの家	宝塚市大原野	0797-91-1234
せいふう若葉	猪名川町柏梨田	072-766-7410	かいせい	池田市建石町	072-751-8003
ふれあい大島	猪名川町鎌倉	072-769-0021	異病院介護老人保健施設	池田市天神	072-762-1980
伊丹ゆうあい	伊丹市荒牧	072-781-2587	ニューライフガラシア	箕面市粟生間谷西	072-729-2346
グリーンアルス伊丹	伊丹市西野	072-779-6600	箕面グリーンビーラ	箕面市粟生間谷東	072-727-3475
エスペランサ	宝塚市山本丸橋	0797-82-3338	箕面市立介護老人保健施設	箕面市萱野	072-727-9530
ケアヴィラ宝塚	宝塚市龜井町	0797-71-6510	ラ・アケソニア	箕面市白島	072-727-6514
ステップハウス宝塚	宝塚市小浜	0797-86-8823			

■介護医療院一覧表【川西市外】

施設名	施設所在地	代表電話
生駒病院	猪名川町広根	072-766-0172
ケアヴィラ伊丹	伊丹市大野	0727-77-1165

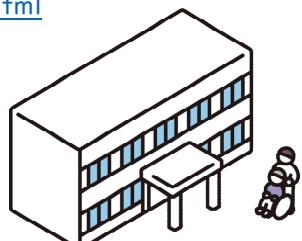
市外の介護保険施設については、以下のWebページにて確認できた情報を記載しています。

兵庫県ホームページ内の「高齢者福祉施設一覧（令和5年10月1日時点）」

URL: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000099.html

大阪府ホームページ内の「高齢者施設一覧（令和6年4月1日時点）」

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/koreishisetsu/sidou/index.html>



I 0. 川西市独自の支援策について



認知症みまもり登録



←詳しくはホームページ

本市に居住する、認知症その他の疾患などの理由により行方不明になるおそれのある高齢者等に対し、ご本人に関する情報を事前に登録するものです。

登録された情報は、川西警察署、担当地域包括支援センターに情報共有され、地域での見守り体制の充実を図ります。

さらに、万が一、ご本人が行方不明になられた場合、川西警察署と連携し、早期発見に寄与することが可能となります。

認知症高齢者等あんしん保険事業



←詳しくはホームページ

「認知症みまもり登録」の登録者（一部施設入所者・長期入院者は対象外）で、本市に住民票がある人を対象に、認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、市がその賠償金を保険で補償します。

認知症高齢者等GPS利用促進事業（ここやでGPS）

「認知症みまもり登録」の登録者（一部施設入所者・長期入院者は対象外）で、本市に住民票がある人を対象に、GPS機器、GPSを内蔵できる専用シューズなどの購入やレンタルの初期費用の一部について、2万円を上限として市が負担します。



←詳しくはホームページ

つながりノート

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、必要な医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう、本人・介護者と医療・介護専門職などの間で情報共有と連携を促進するノートです。詳しくは、担当地域包括支援センターや担当ケアマネジャーへご相談ください。費用は無料です。



←詳しくはホームページ

【申込先】

上記の申込みについてはすべて、担当する地域包括支援センターを通して行うこととなります。

担当の地域包括支援センター（P.8～9）にお問い合わせください。



10. 介護サービス利用時のハラスメントについて



ハラスメントとは、「相手に精神的・身体的な苦痛や不快感を与える行為」(※1)を指します。

ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働く環境を整えることは適正な介護サービス提供につながります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが介護サービスの適正な利用にご協力ください。

これらは

ハラスメント行為

です



ものを投げる



つばを吐く



体をたたく



大声で怒鳴る



理不尽な要求

※業務外のサービス強要など



体に触る



性的な話をする



長時間のクレーム

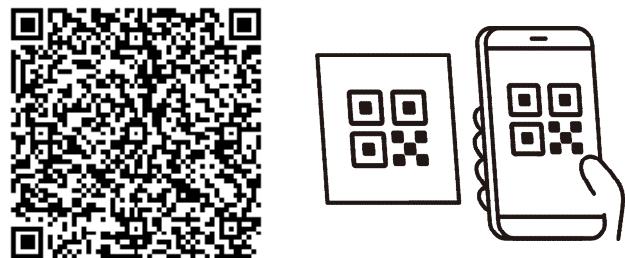


つきまとう

(※1) 認知症などの病気または障害の症状として現われた言動は除く



川西市ホームページ



最新情報についてはホームページをご覧ください。

かわにし 新時代へ

介護保険ガイドブック

(発行) 川西市福祉部 介護保険課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1111(代表)

072-740-1147(認定)

072-740-1148(賦課)

072-740-1149(給付・適正化)

令和8年 2月